昭和七年度大會
報告書並議案
日本労働総同盟
大阪合同労働組合

支部員百名以下ノ支部ヨリ二名
支部員百名以上ハ百名ヲ増ス毎ニ一名
ヲ選出シ支部ノ意見ヲ代表シテ本組合ノ方針態度ノ協議ニ参加シ本部
ノ事務ヲ補佐スルモノトス
一、会計監査ハ組合会計ノ審査監督ヲナスモノトス

第二十六条 役員ハ定期大会ニ於イテ組合員中ヨリ選挙シ任期ハ次期定期大会マデトス
但シ再選ヲ妨ゲズ

第二十七条 役員ノ解任 辞任 就任ノ場合ハ本部委員会ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバナスコトヲ得ズ

第五章 会計

第二十八条 本組合ノ経費ハ本組合員ニ於テ負担スルモノトス

第二十九条 本組合ノ組合費ハ一ケ月四十銭トシ入会金ハ二十銭トス

第三十条 本組合ハ日本労働総同盟規約第五章第二十七条第四項ニ依リ毎月一割以上ヲ罷業基金トシテ積立ルモノトス
但シ組合ニ於テ罷業基金々庫確立ノ際ハ同金庫ニ預ケ入ルルモノトス

第三十一条 本組合ノ会計ハ大会ニ於イテ其期間ノ決算ヲ発表シ大会ノ承認ヲ経ルモノトス

第三十二条 既納ノ入会金及会費等一切ハ之ヲ返還セズ
但シ細目ニ就イテハ特別会計ハ其定ムル所ニ依ル

第三十三条 本組合ノ事業ヨリ生ジタル財産ハ本組合ニ帰属ス
但シ細則ヲ設ケタル特別会計ハ其定ムルトコロニ依ル

第三十四条 本組合ノ基金ハ組合長ノ名義ニテ郵便貯金又ハ大会ノ定ムルトコロニ預入レ会計之ガ通帳ヲ保管スルモノトス

第三十五条 本組合ノ支部ニシテ解散或ハ消滅又ハ組合本部委員会ヨリ命ジテ解散セシメタル際ハ該支部ノ財産ノ一切ハ組合本部ニ移譲シ其管理ヲナスベキモノトス
但シ其財産ハ該支部再建ノタメニ支出サルベキモノト

第七章 附則

第三十六条 本組合ハ本部委員会ノ決議ニ依リ顧問及ビ相談役ヲ置クコトヲ得

第三十七条 本組合ノ規約ハ大会出席代議員三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ変更スルヲ得ズ

第三十八条 本規約ニ規定セザル各部門ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九条 本規約ハ昭和七年九月十八日ヨリ之ヲ実施ス

以上